

# NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

著者 日本ビズアップ株式会社  
発行 税理士法人森田会計事務所  
〒630-8247  
奈良市油阪町456番地 第二森田ビル4F  
TEL (0742) 22-3578 FAX (0742) 27-1681

## パート労働情報サイトがリニューアル 来年、改正パート労働法施行に合わせ

厚労省の「パート労働ポータルサイト」がリニューアルされた。今回のリニューアルは、正社員と差別的な取り扱いが禁止される対象範囲の拡大などを盛り込んだ改正パートタイム労働法が15年4月から施行されることに合わせたもの。改正趣旨に沿って均等・均衡待遇の確保やパート労働者のキャリアアップなどを支援するため次の新たなコンテンツが追加された。

(1) パート労働者活躍企業診断サイト（パートの雇用管理や正社員との均等・均衡待遇の現状と課題をチャートなどで確認できる）、

(2) パート労働者活躍企業宣言サイト（パートの活躍推進のために自社で行っている取り組みなどをPRできる）、(3) パート労働者キ

ャリアアップ支援サイト（スキルアップやキャリアアップしたパートの事例紹介やセミナーの案内、メールによるキャリア相談などパート向けの情報を掲載）。

このうち(1)は「パート指標で診断しよう！」の副題がつく。パートタイム労働者均等・均衡待遇指標（パート指標）を活用し自社のパートの活躍推進の取組状況を設問に回答すると診断結果がレーダーチャートや義務履行状況表などで表示される。

リニューアルサイトには雇用する事業主には正社員との均等に一層の取組をし、パート労働者にはキャリアアップを図る努力をすることで労使の相乗効果が職場の活気を生む狙いがある。

## 東京オリンピック開催を視野に ゴルフ場利用税の廃止問題が浮上

ゴルフ場利用税は、地方税法に基づき、ゴルフ場の利用について、1日当たりの定額で、ゴルフ場の所在する都道府県が課する税金である。そのゴルフ場利用税について、2020年の東京オリンピック開催が決定し、ゴルフがオリンピックの種目にもなっていることから、廃止問題が浮上している。

活躍が期待されるゴルフ競技に課税することはその発展を阻害するという批判の高まりに加え、消費税との二重課税だという主張も根強い。

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の規模や整備状況によって等級が決められ、利用者1人1日当たり300円から1200円の範囲で課税（標準税率800円）されている。ただし、18歳未満や70歳以上、

障害のある人、国民体育大会に出場する選手、学生または生徒等とこれらの者を引率する教員が教育活動として行う場合は非課税になっている。なお、ゴルフ練習場の利用は、課税対象とはならない。

今回、東京オリンピック開催を視野にゴルフ場利用税廃止問題が再燃したわけだが、一方で、消費税率が10%に引き上げられた場合は「地方税も増えるので（廃止するには）ひとつのタイミング」（麻生財務相）とみられていた。

しかし、消費税率引上げが1年半延期されたことで、廃止の検討も先送りになる公算が強い。また、同税は道府県税だが、税収の7割がゴルフ場所在の市町村に交付されるため、地方自治体は廃止反対の立場をとっている。